

ファクシミリ通信網サービス契約約款 【現改比較表】 2024年3月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

[\(令和4年3月18日現在\)](#)

目次（略）
第1章～第12章（略）
別記
1～7（略）

7の2 ファクシミリ通信網サービスの提供に係る当社の電気通信サービス

電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
イーサネット伝送サービス	アクセス契約	Universal One サービス契約約款
Universal One サービス	Universal One 契約	

8～9（略）

料金表 通則 1～13（略）

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。
- (1) 削除
 - (2) 第4種ファクシミリ通信網サービスには、次の品目があります。
 - ア [他社接続契約者回線に係るもの](#)

品 目	内 容
64kb/s	64kbit/s の符号伝送が可能なもの
128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの

[\(令和6年4月1日現在\)](#)

目次（略）
第1章～第12章（略）
別記
1～7（略）

7の2 ファクシミリ通信網サービスの提供に係る当社の電気通信サービス

電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
Universal One サービス	Universal One 契約	Universal One サービス契約約款

8～9（略）

料金表 通則 1～13（略）

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。
- (1) 削除
 - (2) 第4種ファクシミリ通信網サービスには、次の品目があります。
 - ア [削除](#)

品 目	内 容

<p>備考</p> <p><u>1 他社接続契約者回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービスに係るものとし、その品目及び契約の種別が第4種ファクシミリ通信網サービスの品目及び契約の種別と同一のものとし、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する多重アクセスを利用するもの又は保守の区別がタイプ1-1となるもの以外のものとし、</u></p> <p><u>2 1に規定するほか、1.5Mb/s 品目に係る他社接続契約者回線のサービスクラスがエコノミークラスである場合は、その専用回線の区分はプラン2のものとし、</u></p>													
<p>イ 接続契約者回線に係るもの</p>	<p>イ 削除</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 587 293 639">品 目</th> <th data-bbox="293 587 1108 639">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 639 293 692">1 Mb/s</td> <td data-bbox="293 639 1108 692">1 Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 692 293 746">10Mb/s</td> <td data-bbox="293 692 1108 746">10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1 Mb/s	1 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの							
品 目	内 容												
1 Mb/s	1 Mbit/s の符号伝送が可能なもの												
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの												
<p>備考</p> <p><u>1 接続契約者回線は、その品目が第4種ファクシミリ通信網サービスの品目と同一のものとし、</u></p> <p><u>2 接続契約者回線が、別記7の2に掲げる Universal One サービス（令和2年7月1日付で Universal One サービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものに限り、）に係るものについては、10Mb/s 品目に限り提供します。</u></p>													
<p>ウ（略）</p> <p>第1表 料金 第1 基本料金 1 適用</p>	<p>ウ（略）</p> <p>第1表 料金 第1 基本料金 1 適用</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 1141 331 1193">区 分</th> <th data-bbox="331 1141 1108 1193">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 1193 331 1498">(1) 回線使用料の適用</td> <td data-bbox="331 1193 1108 1498"> <p>ア <u>他社接続契約者回線に係るもの</u> <u>第4種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。</u></p> <p>イ <u>接続契約者回線に係るもの</u> <u>第4種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額を適用します。</u></p> <p>ウ （略）</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="91 1460 1108 1498">(2)～(4)（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 回線使用料の適用	<p>ア <u>他社接続契約者回線に係るもの</u> <u>第4種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。</u></p> <p>イ <u>接続契約者回線に係るもの</u> <u>第4種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額を適用します。</u></p> <p>ウ （略）</p>	(2)～(4)（略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 1141 1361 1193">区 分</th> <th data-bbox="1361 1141 2150 1193">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 1193 1361 1498">(1) 回線使用料の適用</td> <td data-bbox="1361 1193 2150 1498"> <p>ア <u>削除</u></p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ （略）</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1108 1460 2150 1498">(2)～(4)（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 回線使用料の適用	<p>ア <u>削除</u></p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ （略）</p>	(2)～(4)（略）	
区 分	内 容												
(1) 回線使用料の適用	<p>ア <u>他社接続契約者回線に係るもの</u> <u>第4種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。</u></p> <p>イ <u>接続契約者回線に係るもの</u> <u>第4種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額を適用します。</u></p> <p>ウ （略）</p>												
(2)～(4)（略）													
区 分	内 容												
(1) 回線使用料の適用	<p>ア <u>削除</u></p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ （略）</p>												
(2)～(4)（略）													

2 料金額

- 2-1 回線使用料（基本料）
 第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの
 (1) 基本額

1 契約ごとに

区 分		料 金 額	
		第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)
第4種ファクシミリ通信網サービス	64kb/sの品目のもの	4,200円 (4,620円)	420円 (462円)
	128kb/sの品目のもの	6,000円 (6,600円)	600円 (660円)
	1Mb/sの品目のもの	30,000円 (33,000円)	—
	1.5Mb/sの品目のもの	30,000円 (33,000円)	3,000円 (3,300円)
	10Mb/sの品目のもの	100,000円 (110,000円)	—

- (2) アクセス回線料

1 契約ごとに

区 分	料 金 額	
	第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)
第4種ファクシミリ通信網サービス	ア その第4種契約に係る取扱所交換設備（当社が指定するものとします。）と他社接続契約者回線の終端（相互接続点となる部分を除きます。）が同一の都道府県の区域となる場合 その取扱所交換設備と他社接続契約者回線の終端との間について特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する同一内容の専用回線（その終端が特定協定事業者の専用サービス取扱所以外にあるものとします。）とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	左欄の料金額の10分の1

2 料金額

- 2-1 回線使用料（基本料）
 第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの
 (1) 削除

区 分		料 金 額	
		第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)

- (2) 削除

	<p><u>イ ア以外の場合</u> <u>その取扱所交換設備と他社接続契約者回線の終端との間について当社の専用サービス契約約款又はUniversal Oneサービス契約約款(第8編)に規定する同一内容の専用回線(その終端が特定協定事業者の専用サービス取扱所以外にあるものとします。)とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額</u></p>				
<p>(3) (略) 2-2~2-4 (略) 第2 (略) 通信料金別表(略) 料金表別表(略)</p>	<p>(3) (略) 2-2~2-4 (略) 第2 (略) 通信料金別表(略) 料金表別表(略)</p>				
	<p><u>附 則 (令和6年2月21日 C A S 1 第000400003309-01号)</u> <u>(実施期日)</u> 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種ファクシミリ通信網サービス(他社接続契約者回線に係るもの又は接続契約者回線に係るものに限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。</p>				